共通事項附則

目 次

第1編 共通事項附則

第1節 総 則														
1 一附一 1	適用		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	附一1
1 一附一 2	用語の定義		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	附一1
1 一附一3	工程表		•	•	•	•			•	•	•	•	•	附一1
1 一附一 4	建設副産物		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	附一1
1 一附一 5	監督職員による確認及び立会等		•	•	•	•			•	•	•	•	•	附-3
1 一附一 6	出来形数量の算出		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	附-4
1 一附一 7	工場製品確認		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	附-4
1 一附一8	技術検査		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	附一5
1 一附一 9	工事中の安全確保		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	附-6
1 一附一10	環境対策		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	附一9
1 一附一11	準拠すべき主な技術規定		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	附一11
1 一附一12	官公庁等への手続等		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	附一11
1 一附一13	提出書類		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	附一12
1 一附一14	火災保険等		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	附一12
1 一附一15	システム設計管理		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	附一12
1 一附一16	保険の付保及び事故の補償		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	附一13
1 一附一17	暴力団等の排除		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	附一13
1 一附一18	個人情報の取扱い		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	附一15
1 一附一19	現場代理人の取扱い		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	附一17
1 一附一20	配置技術者の取り扱い		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	附一19
1 一附一21	調査・試験に対する協力		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	附一19
1 一附一22	施工体制台帳		•	•		•		•	•	•	•	•	•	附一20
1 一附一23	交通安全管理		•	•		•		•	•	•	•	•	•	附一20
1 一附一24	工事完成図書の納品		•	•		•		•	•	•	•	•	•	附一21
1 一附一25	設計図書の変更		•	•		•		•	•	•	•	•	•	附一21
1一附一26	担当技術者		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	附一22
別表附-1	段階確認一覧表													
附一1一1	1 段階確認一覧表(共通)		•	•		•		•	•	•	•	•	•	附-24
附一1-2	2 段階確認一覧表(機器、設備別)		•	•		•		•	•	•	•	•	•	附-25

第1編 共通事項附則

第1節 総 則

1-附-1 適用

1. 請負必携等の適用

大阪府都市整備部発注の工事の施工にあたっては、工事毎に定めた特記仕様書によるほか、「機械・電気設備請負工事必携」(以下「請負必携等」という。)によるものとする。

なお、請負必携等は大阪府都市整備部のホームページに掲載している。

2. 見積参考資料

- (1) 見積参考資料とは、設計図書(仕様書、図面、数量総括表及び質問回答書)以 外の資料をいう。
- (2) 見積参考資料及び設計図書中に「参考」と表記された項目は、あくまでも入札 参加者の適正・迅速な見積りに供するため、発注者が想定した設計積算の内容 を参考に示した資料に過ぎず、何ら契約上の拘束力を生じるものではない。

このため、施工方法等工事目的物を完成させるために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定めるものとし、工事の施工にあたってはこの趣旨を十分理解し、事故発生等を招かないよう、その防止措置に留意しなければならない。

1-附-2 用語の定義

1. 改善指示

改善指示とは受注者が行う施工管理において著しい不具合事項、或いは不誠実な 対応等があり、監督職員が受注者に対して「通常の指示」よりも重度の指導的観点 で「改善指示」を行う必要がある場合の指示をいう。その指示は「改善指示書」を もって行い、受注者による改善の状況については「改善報告書」により確認する。

2. 段階確認

段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、 出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。

3. 技術検査

技術検査とは、大阪府総務部契約局建設工事検査要領または大阪府都市整備部請負工事検査基準に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。

1-附-3 工程表

1. 工程表の提出

受注者は、契約書第3条に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、監督職員を経由して発注者に**提出**しなければならない。

1-附-4 建設副産物

1. 法令遵守

受注者は、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達、平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達、平成3年

10 月 25 日)、建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について(国土交通事務次官通達、平成 18 年 6 月 12 日)、建設汚泥の再生利用に関する実施要領について(大臣官房技術調査課長等通達、平成 18 年 6 月 12 日)、公共建設工事における「リサイクル原則化ルール」の策定について(大臣官房技術調査課長等通達、平成 18 年 6 月 12 日)、建設汚泥処理土利用技術基準について(大臣官房技術調査課長等通達、平成 18 年 6 月 12 日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らねばならない

2. 再生資源利用計画書等の作成

- (1) 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づく再生資源利用計画又は再生資源利用促進計画の作成が必要な工事の場合、それらの計画及び実施状況を記載する様式(以下、「再生資源利用【促進】計画書(実施書)」という。)については、「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」((財)日本建設情報総合センター(JACIC))にデータ登録すること。また、これにより難い場合は監督職員との協議により、国土交通省指定のエクセル様式にデータ入力を行うことで、建設副産物情報交換システム(COBRIS)登録に代えることができる。
- (2) 受注者は、再生資源利用【促進】計画書(実施書)を工事完成後1年間保管 しなければならない。また、計画書および実施書を各1部ずつ印刷して監督 職員に提出し確認を受けなければならない。
- (3) 受注者は、建設副産物情報交換システムの登録が必要な工事においては、施工 計画作成時、工事完成時および登録情報の変更が生じた時に速やかにデータの 入力又は更新を行わなければならない。なお、これにより難い場合は、監督員 と協議するものとする。

3. 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等

(1) 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成 26 年 6 月 改正 法律第 55 号)。以下、「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講じなければならない。

なお、建設工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、 契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算 上条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い 場合は、監督職員と**協議**するものとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等が完了したときは、建設 リサイクル法第 18 条に基づき、次の事項を**書面**により監督職員に**報告**しなけ ればならない。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン (平成 14 年 5 月)」に定められた再生資源利用計画書 (実施書)〕及び再生資源利用促進計画書 (実施書)を兼ねるものとする。

- ① 再資源化が完了した年月日
- ② 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ③ 再資源化等に要した費用

4. 産業廃棄物の処理計画書

受注者は、産業廃棄物の適正処理を行うため、処理計画書を作成し施工計画書に 添付しなければならない。

なお、処理計画書に記載する事項は、次のとおりとする。

- ①建設廃棄物処理責任者名
- ②建設廃棄物の種類・発生量とその区分、保管、収集運搬、再生利用、中間処理、最終処分の方法等
- ③再生利用する廃棄物の種類、再生利用量、利用用途、利用のために中間処理 が必要な場合はその方法、施工方法等
- ④委託処理
 - ・収集運搬業者(積替・保管を含む)の許可番号、事業の範囲、許可期限 等
 - ・中間処理業者、最終処分業者の許可番号、事業の範囲、許可期限等
 - ・ 処分施設の現地確認方法
- ⑤添付書類
 - ・産業廃棄物処理委託契約書の写し
 - ・収集運搬者、処理業者の許可書の写し

5. マニフェスト

(1) 受注者は、マニフェストシステムにより建設廃棄物の処理過程を適正に管理しなければならない。

また、マニフェスト伝票を適正に管理し、5 年間保存しなければならない。 なお、検査時等において監督職員等から請求があった場合は、その原本を**提** 示しなければならない。

- (2) 受注者は、建設廃棄物の処理を電子マニフェストを活用して管理する場合、検査時及び監督職員等から請求があったときは以下のいずれかの資料を提示または提出するものとする。
 - ① マニフェスト情報を収録した磁気媒体

排出事業者(受注者)に対して電子マニフェスト情報を情報処理センターが 抽出し磁気媒体(CD-R)に収録して提供したものを、電子マニフェスト利用証明として提示(処理実績証明)するとともに一覧表を提出すること。なお、磁気 媒体には証明シールが貼付されていること。

② 受渡し確認票

電子マニフェストシステム(JWNET)により産業廃棄物の処理実績(マニフェスト情報)から受渡し確認票を提示し、一覧表を提出すること。

1-附-5 監督職員による確認及び立会等

1. 立会依頼書の提出

受注者は**設計図書**に従って、監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ別に定める立会依頼書を監督職員に**提出**しなければならない。

2. 監督職員の立会

監督職員は、必要に応じ、工事現場または製作工場において立会し、または資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

3. 確認及び立会の準備等

受注者は、監督職員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供 並びに写真その他資料の整備をするものとする。

4. 確認及び立会の時間

監督職員による確認及び立会の時間は、監督職員の執務時間内とする。ただし、 やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合は、この限りではない。

5. 遵守義務

受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認を受けた場合にあっても、契約書第17条および第31条に規定する義務を免れないものとする。

6. 段階確認

段階確認(機器確認、材料確認含む)は次に掲げる各号に基づいて行うものとする。

- (1) 受注者は、別表附-1段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。なお、機器確認および材料確認は、工事現場へ搬入時に 実施するものとする。
- (2) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施についての通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
- (3) 段階確認は受注者が臨場するものとし、確認した個所に係わる監督職員が押印した書面を、受注者は保管し検査時に提出しなければならない。
- (4) 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工個所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

7. 段階確認の臨場

監督職員は、**設計図書**に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督職員にこれらを**提示し確認**を受けなければならない。

1-附-6 出来形数量の算出

1. 出来形測量

受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量(機能確認を含む)を実施しなければならない。

2. 出来形数量

受注者は、出来形測量(機能確認を含む)の結果を基に出来形数量を算出し、その結果を監督職員に**提出**しなければならない。出来形測量(機能確認を含む)の結果が、設計図書の寸法・機能等に対し、機械・電気設備工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。

なお、設計数量とは、**設計図書**に示された数量及びそれを基に算出された数量を いう。

1-附-7 工場製品確認

1. 工場製品確認

受注者は、「工場製品確認基準」に基づき製作会社等において確認を受けなければならない。

2. 工場製品確認日時

工場製品確認を行う日時は、監督職員が受注者の意見を聞いて発注者が定める。

3. 工場製品請求書及び要領書

受注者は、確認日の前月 20 日までに工場製品確認請求書及び確認要領書を監督職員を経由して発注者に**提出**しなければならない。また、確認要領書は、監督職員の**承諾**を得るものとする。

4. 監督職員が必要と認める工場製品確認

監督職員が特に必要と認める場合は、予め協議の上、確認を行うものとする。

5. 受注者の体制

受注者は、能率的かつ正確に確認が実施できるように努めるものとする。

また、主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及びシステム設計技術者は、 必ず臨場しなければならない。ただし、特例監理技術者は監理技術者補佐の臨場に 代えることができる。

1-附-8 技術検査

1. 一般事項

受注者は、技術検査とは、大阪府総務部契約局建設工事検査要領または大阪府都市整備部請負工事検査基準に基づく、技術検査を受けなければならない。

2. 完成技術検査、既済部分技術検査の適用

検査職員による完成技術検査、既済部分技術検査は、地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の検査を実施するときに行うものとする。

3. 中間技術検査の実施

中間技術検査は、設計図書にて定められた工事において実施するものとする。また、設計図書において定められていない場合であっても、完成検査時に検査できないもの(例えば完成時には水没状態又は撤去済み状態など)及び監督職員が必要と判断した場合については実施するものとする。

4. 中間技術検査の時期選定

中間技術検査の時期選定は、監督職員が行うものとし、発注者は受注者に対して 中間技術検査を実施する旨及び検査日を監督職員を通じて事前に**通知**するものと する。

5. 検査内容

検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として**設計図書** と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
- (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

6. 適用規定

受注者は、当該技術検査については、共通事項附則1-附-4第2項の規定を準 用する。

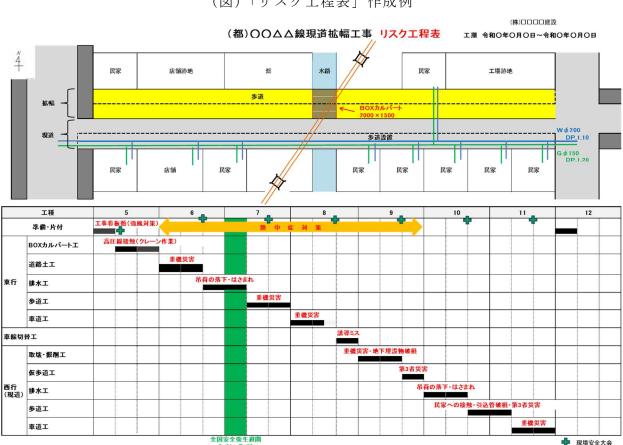
1-附-9 工事中の安全確保

1. 施工計画

受注者は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地 形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上施工方法及び施工時期を決定しなけ ればならない。特に梅雨、台風等の出水期の施工に当たっては、工法、工程につい て十分に配慮しなければならない。

2. 支障防止

(1) 受注者は、施工に先立ち、危険性の事前評価(リスクアセスメント)を通じて、 現場での各種作業における公衆災害の危険性を可能な限り特定し、当該リスク を低減するための措置を講じるものとし、施工計画書の作成にあたっては、計 画工程表に「いつ、どこで、どんな事故リスクが発生するか」を盛り込み、「リ スク工程表」としてとりまとめるものとする。また、当該「リスク工程表」は現 場に掲示し、KY活動時等に作業関係者間で情報共有に努めるものとする。



(図)「リスク工程表」作成例

(2) 受注者は、他の者の施設に支障を及ぼした場合は、直ちに関係機関に通報及び 監督職員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。なお、これに係る 費用は、受注者の負担とする。

3. 安全工事施工推進協議会

(1) 受注者は、各発注事務所が定める安全工事施工推進協議会会則に基づき、同協 議会に加入しなければならない。協議会の加入は、本工事の契約をもって入会 し、完成をもって退会したものとみなす。

(2) 安全工事施工推進協議会会則の概要は以下のとおり。

○○事務所安全工事施工推進協議会会則(共通事項)

(名 称)

第 1 条 本会は、「○○事務所安全工事施工推進協議会」と称する。

(目的)

第2条本会は、発注者及び施工業者の緊密な連携による協力体制の確立並びに安全工事施工に係る指導及び啓発を図り、もって工事現場における事故を防止し、安全確実な工事の進捗を図ることを目的とする。

(構成)

- 第 3 条 本会は、委員長 1 名、副委員長 2 名及び委員で構成するものとする。
- 2 委員長は、○○事務所所長がこれに任ずるものとし、本会を総理する。
- 3 副委員長は、○○事務所技術次長、○○事業所(出張所)長とする。
- 4 委員は、「○○事務所の職員」(以下「事務所委員」という。)及び「施工業者の社員」(以下「業者委員」という。)とする。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的により、施工中の工事現場の安全管理に関する 事項及び安全工事施工に係る研修・訓練等に関する事項についての事業を実施 するものとする。

(安全対策計画表)

第 5 条 業者委員は、工事着工後速やかに工事現場の「安全対策計画表」を別記様式1 により作成し、事務所委員を経て委員長に提出するものとする。

(安全パトロール)

- 第6条 委員長は、事務所委員と業者委員から選出した委員で編成する「安全パトロール班」をつくり、施工中の工事現場を原則として月1回安全パトロールを実施し、終了後検討会を開くものとする。
- 2 業者委員は、常に各自の工事現場のパトロールを行うとともに、前項の安全 パトロール実施日の3日前に、最新のパトロール結果を別記様式2により事務 所委員を経て委員長に提出するものとする。

(その他)

第7条 本会の事務局を○○事務所に置く。

4. 安全工事施工推進体制表兼施工体系図

受注者は、契約後すみやかに「安全工事施工推進体制表兼施工体系図」を土木請 負工事必携に定める様式により作成し、監督職員に提出しなければならない。

5. 地震発生時や水防体制時の対応

(1) 防災体制

受注者は、自然災害の防止等、防災対策については、天気予報、防災情報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立し、施工計画書に明記しておくこと。

特に地震発生時(工事現場の市町村が震度 4 以上)や水防活動時(大雨洪水警報発令時等)は、現場区域のパトロールなど、現場の安全確保を行うこと。

(2) 災害発生時の応急措置

災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに 優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び 監督職員に連絡しなければならない。

(3) パトロール結果の報告

受注者は、パトロール結果を監督職員に連絡しなければならない。

6. 地下埋設物等

- (1) 受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、管理者と 立会のうえ当該物件の位置、深さ等を確認するとともに、保安対策について打 合せを行い事故の発生を防止しなければならない。
- (2) 受注者は、未使用の地下埋設物件等の処置を当該管理者から依頼された場合は、文書によってその責任を明確にしておかなければならない。

7. 除草作業における安全確保

- 1. 作業は小石やゴミ等が飛散しないように安全対策を図り施工すること。
- 2. 施工計画書には以下を記載すること。
 - ・作業時における小石やゴミ等の飛散による事故防止対策
 - ・敷設ケーブル等の損傷事故防止対策
 - ・作業時における作業員およびその他工事関係者・第三者等に対する負傷事故 防止対策
- 3. 作業にあたっては、事前に作業箇所の確認を行い、以下の項目を実施すること。
 - ・刈り刃や草刈機本体との接触により損傷が予想される河川及び道路等の管理 施設、占用物件等の位置を明示する。
- 4. 受注者の責により占用物件及び管理施設等に損傷を与えた場合は、すみやかに 監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、受注者の負担に よりこれを補修しなければならない。
- 5. ハンドガイド式草刈機(搭乗式)にて除草を行う際は、使用方法について十分 な安全教育を実施するとともに、緊急停止スイッチを適切に使用すること。また、 搭乗箇所から履帯付近への足の踏み外し防止対策を講じること。

8. 地下埋設構造物の事故防止

① 本工事区間に地下埋設構造物(ボックスカルバート等)がある場合、工事施工に際しては、監督職員と現地立会いのうえ、当該構造物の位置、高さ、構造物の状態等を確認し、損傷を与えないよう保安対策について十分打合せを行い、構造物本体及び一般車両等の第三者に支障を及ぼさないようにすること。

なお、工法変更、又は保安対策等が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

② 受注者の責により、当該構造物に支障を及ぼした場合は、速やかに監督職員、施設管理者に報告するとともに、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

9. 工事事故報告

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報すると ともに、原則として下記URLにアクセスし事故報告様式に入力し、監督職員が指示 する期日までにホームページ上で発注者に提出しなければならない。 HPアドレス: https://sas.hrr.mlit.go.jp/(建設工事事故データベースシステム)

10. 工事中の安全確保

受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運用は受注者の責任において行わなければならない。受注者に諸法令又は仕様書等の違反があったとき、または受注者の責による工事事故等が発生したときは、発注者から「文書注意」や「口頭注意」等の措置を行う場合がある。特に繰返し事故については、十分注意すること。

11. 統括安全衛生管理義務者の指名について

受注者は、発注者が労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき受注者を指名した場合には、これに従うものとし、労働安全衛生管理者について相互連絡調整を密にして行うこととする。また、後で着手する工事については、当該通知を受領した後に工事に着手するものとする。なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議の上決定するものとする。

12. 新型コロナウイルス感染症にかかる感染拡大防止対策

受注者は、工事の実施に際しては新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を 徹底するものとし、国土交通省の「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策 ガイドライン」等を参考に適切に対応すること。なお、新型コロナウイルス感染症の 感染拡大防止対策として、個別の現場に係る対策に必要な費用については、受発注者 間で協議を行い、必要と認められる対策については、施工計画書に反映し、確実に履 行を行うものとし、設計変更の対象とする。

【建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo const tk1 000181.html

1-附-10 環境対策

1. 環境配慮指針(案)の遵守

受注者は、「環境配慮指針(案)」を参考のうえ環境に配慮した工事の施工に努めなければならない。

参考:環境配慮指針(案)とは、「府は、環境配慮に率先して行動し、施策の隅々まで環境配慮を優先する(大阪 21 世紀の環境総合計画、平成 14 年 3 月)」の理念に基づき、都市整備部事業の実施にあたり自らの行動指針として策定したもの。

2. 排出ガス対策型建設機械

- (1) 受注者(下請業者を含めたすべての業者)は、大阪府内における自動車NOx・PM(ノックス・ピーエム)法の対策地域内の工事現場を発着するトラック等の同条例の対象自動車については、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に従い車種規制適合車等を使用しなければならない。
- (2) 受注者は、当該工事のトンネル坑内作業において、内燃機関付の機械を使用する場合は、黒煙浄化装置を装備するものとする。なお、ブルドーザー及びタイヤローラについては、「排出ガス対策型建設機械(一般工事用)又は排出ガス浄化装置を装着した建設機械」に黒煙浄化装置を装備するものとする。

3. 低騒音型建設機械の使用

受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和62年3月30日建設省経機発第58号)において、低騒音型建設機械の使用原則を図る必要がある以下

の区域において工事を行う場合には、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する 規定」(平成9年度建設省告示第1536号)に基づき指定された低騒音型建設機械 を使用するものとする。ただし、これにより難い場合は、必要書類を提出し監督職 員と協議するものとする。また、災害その他の事由により緊急を要する場合はこの 限りではない。

【低騒音型建設機械の使用原則を図る区域】

騒音、振動を防止することにより、住民の生活環境を保全する必要があると認められる以下に示す区域とする。

- (1) 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- (2) 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- (3) 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって相当数の 住居が集合しているため、騒音、振動の発生を防止する必要がある区域
- (4) 学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム等の敷地の周囲おおむね 80mの区域
- (5)家畜飼育場、精密機械工場、電子計算機設置事業場等の施設の周辺等、騒音、 振動の影響が予想される区域

4. 低騒音型·低振動型建設機械

- (1) 受注者は、低騒音型建設機械の使用義務がある場合には、使用する建設機械の「新基準'97 ラベル」が確認できる写真を監督職員に提出しなければならない。なお、「旧基準'89ラベル」の機種において新基準の指定を受けている場合は、メーカーに確認のうえ「新基準'97ラベル」に貼替えることとする。
- (2) 受注者は、低騒音型建設機械の使用義務がある場合において「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(国土交通省告示、平成13年4月9日改正) に基づき指定された低騒音型建設機械の使用が困難な場合は、監督職員と協議しなければならない。なお、「困難な場合」とは、供給側の理由で低騒音型建設機械を調達することができない場合を示し、受注者の都合である場合は認めない。
- (3) 受注者は、設計図書で超低騒音型建設機械の使用を義務付けている場合には、低 騒音型・ 低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示、平成13年4 月9日改正)基づき指定された超低騒音型建設機械を使用しなければならない。 なお、この場合、前2項の規定を準用する。

5. 舗装の切断作業に伴う泥水の処理

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。 回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

「適切に処理」するとは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物の排出事業者 (請負業者) が産業廃棄物の処理を委託する際、排出事業者 (受注者) は、その責任において、適正な処理のために必要な廃棄物情報 (成分や性状等) を把握し処理業者に提供することが必要である。

6. 特定建設作業

受注者は、騒音または振動に係る特定建設作業の規制地域(騒音規制法、振動規制法又は大阪府生活環境の保全等に関する条例)において特定建設作業を実施する場合は、法令等に基づき必要な届出を行うものとする。また、規制地域内では、通常の施工法による場合でも、万一公害等が生じたり、又は生ずる恐れがある場合は、その対策等について設計図書に関して監督職員と協議するものとし、受注者の責によらない場合は設計変更の対象とする。

7. 貴重動植物の保護

受注者は貴重又は重要な動植物を発見した場合は、保護の必要があるため、速やかに監督職員に報告し、その指示により処理するものとする。

1-附-11 準拠すべき主な技術規定

1. 技術規定

受注者は、機器及び材料を設計、製作し、施工するに当たり、次の主な諸技術規 定を適用するものとする。

- (1) 日本工業規格(JIS)
- (2) 船級登録及び構造検査に関する規格 (NK)
- (3) ダム・堰施設技術基準
- (4) 揚排水ポンプ設備技術基準
- (5) 下水道施設基準
- (6) 日本水道協会規格(JWWA)
- (7) 日本下水道協会規格(JSWAS)
- (8) 日本ダクタイル鉄管協会基準 (JPDA)
- (9) 空気調和衛生工学会(HASS)
- (10) 日本溶接協会規格 (WES)
- (11) 日本電機工業会標準規格(JEM)
- (12) 電気規格調査会標準規格 (JEC)
- (13) 日本電線工業会規格(ICS)
- (14) 日本電池工業会規格 (SBA)
- (15) 日本照明器具工業会規格(JIL)
- (16) 日本電気協会内線規定
- (17) 電子機械工業会標準規格(EIJA)
- (18) 工場電気設備防爆指針
- (19) 道路トンネル非常用施設設置基準
- (20) 道路トンネル技術基準 (換気編)・同解説
- (21) 道路照明施設設置基準

1-附-12 官公庁等への手続等

1. 官公庁等への手続

受注者は、施工現場とその周辺及び工事に使用する船舶の回航・曳舟経路上に、 送電線等の工作物がある場合には、使用する船舶・機械の規模、航行経路、作業期間など必要な事項を、一般電気事業者等工作物の設置者に説明しなければならない。

1-附-13 提出書類

1. 一般事項

受注者は、提出書類を工事請負契約関係の書式集等に基づいて、監督職員に**提出** しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の**指示**する様式によらな ければならない。

2. 設計図書に定めるもの

契約書第9条第5項に規定する「**設計図書**に定めるもの」とは、請負代金額に係る請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求 に係わる書類をいう。

1-附-14 火災保険等

1. 対象工事と保険等の種類

受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。)等を下表の保険等に付さなければならない。

対象工事	保険の種類
建築工事一般(新築・増築・改装)	「建設工事保険」
建築設備工事	「組立保険」または「火災保険」
機械、電気設備工事	「組立保険」
土木工事、機械、電気設備工事	法定外の「労災保険」

2. 加入手続き等

- (1) 保険の名義は、契約者および被保険者ともに受注者とする
- (2) 保険金額については、
 - ①建設工事保険、組立保険は請負代金額を保険金額とする。
 - ②火災保険は、請負金額の80%以上を保険金額とする。
- (3)保険期間については、現場着手日を始期とし、検査期間等を考慮して工期末 より1ヶ月程度の余裕を持って加入するものとする。
- (4) 受注者は、保険契約締結後、保険証書の写しを監督職員に提出するものとする(法定外の労災保険については、監督職員から指示のあった場合に提出する)。

1-附-15 システム設計管理

1. システム設計技術者の配置

機械電気設備工事のうち、プラント設備工事の受注者は、契約工期の当初からシステム設計技術者を配置しなければならない。なお、システム設計技術者の途中変更は、死亡、疾病、出産、育児、介護又は退職等を除いて認めない。

システム設計技術者は、契約工期全体を通して、当該工事における各機器単体および一連の機器がシステムとして、適正に機能が発揮するよう、設計図、設計計算、 製作仕様、試運転等の確認および個別装置の設計検証、性能検証等のシステム設計 管理を行う責任者である。

また、監督職員との設計協議、受注者が行う工場検査、府が行う工場製品確認に は必ず臨場しなければならない。 受注者は、システム設計技術者が臨場する設計協議、工場検査、工場製品確認の項目(対象機器、予定時期等)を施工計画書に記載しなければならない。

2. システム設計技術者の兼任

(1) システム設計技術者は、工場製作のみを行っている期間に限り、当該工事の現場代理人または監理技術者等と兼任することができる。

3. システム設計技術者の雇用・資格関係

- (1) 受注者の設計部門に所属する者でなければならない。
- (2) 雇用関係については「監理技術者等」と同様である。
- (3) 「主任技術者」と同等の資格を有する者又は設計業務の実務経験(※)を有する者でなければならない。

※大学、高等専門学校の指定学科卒業後では3年以上、高等学校の指定学科卒業後では5年以上、その他は10年以上とする。なお、指定学科は建設業法施行規則第1条で規定する指定学科とする。

1-附-16 保険の付保及び事故の補償

1. 建設業退職金共済制度

- (1) 受注者は、「建設業退職金共済制度に関する暫定指導事項」(平成 10 年 10 月 5 日)に基づき下請業者に対する指導・監督を通じて本制度の普及・啓発を行い、加入促進を図るものとする。なお、共済証紙貼付け方式ではなく電子申請方式による場合は、同指導事項の内容の内、適合しない部分は適宜内容を読替えて運用するものとする「掛金充当書」
- (2) 受注者は、下請負者の建退共制度への加入状況を「大阪府建設工事元請・下請 関係適正化指導要綱」による工事元請下請関係者一覧や施工体系図等を活用し て工事関係者が見やすい場所に掲示しなければならない。

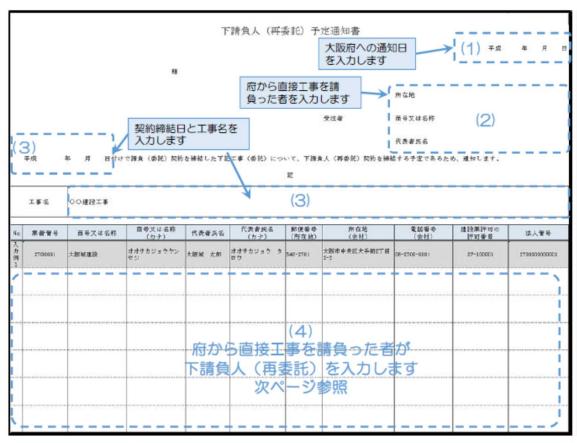
1-附-17 暴力団等の排除

1. 誓約書の提出

受注者は、受任者又は下請負人それぞれから公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。)に規定する誓約書を徴収し、大阪府へ提出しなければならない。

2. 下請契約の締結前における「下請負人(再委託)予定通知書」の提出について 受注者は、下請契約(第二次以下の下請契約を含む)又は再委託契約を締結する 1週間前までに「下請負人(再委託)予定通知書」に必要事項を記入のうえ、電子 データで監督職員に提出するものとする。発注者は、受注者から提出された「下請 負人(再委託)予定通知書」に暴力団員及び暴力団密接関係者が含まれていないこ とを、下請契約の締結前に確認するものとする。「下請負人(再委託)予定通知書」 は以下よりダウンロードすること。

http://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/bouryokukyoryokubun.html なお、受注者が入札参加除外措置受けた者を下請負人としていた場合は、当該契約の解除を求めることができる。



項目名	入力方法
No.	1から連番で入力してください。
業者番号	大阪府に登録している(過去に登録のあった方含む)場合、7桁の業者番号を入力してください。 ・大阪府建設工事等競争入礼参加資格者名簿 ・大阪府建設工事一般競争入札(特定調達契約)参加資格者名簿 ・大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿 ・大阪府物品・委託役務関係入札参加資格者名簿
商号又は名称	主たる営業所の商号を入力してください。 商号の前後につく "株式会社"等の法人種別名称は省略してください。 外字が含まれる場合は、(注) 1を参照して入力してください。
商号又は名称(カナ)	主たる営業所の商号をカナで入力してください。 商号の前後につく "カブシキカイシャ" 等の法人種別名称は省略してください。 濁点、半濁点を有する文字は、(注) 2を参照して、1文字で入力してください。
代表者氏名	主たる営業所の代表者氏名を入力してください。 氏と名の間には1文字空白を空けてください。 外字が含まれる場合は、(注)1を参照して入力してください。
代表者氏名 (カナ)	主たる営業所の代表者氏名をカナで入力してください。 氏と名の間には1文字空白を空けてください。 濁点、半濁点を有する文字は、(注)2を参照して、1文字で入力してください。
郵便番号 (所在地)	主たる営業所の郵便番号を入力してください。入力例:000-0000
所在地 (会社)	主たる営業所の所在地を入力してください。都道府県は除いて入力してください。
電話番号(会社)	主たる営業所の電話番号を入力してください。入力例:00-0000-0000
建設業許可の許可番号	建設業表の許可を受けている場合は、その許可番号を入力してください。
法人番号	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、国税庁から指定された法人番号を入力してください。商業登記簿謄本の会社法人等番号(12桁)の前に1桁の検査用数字を加えた番号になります。 個人番号(マイナンバー)につきましては、法律で定める場合を除き、収集・保管を行うことが禁じられておりますので、入力しないでください。

- (注) 1. 入力内容に外字(JIS第一水準・第二水準以外の文字)がある場合、類似漢字を用いて項目の入力を行ってください。例:「高」(外字) → 「高」(類似漢字) 「崎」(外字) → 「崎」(類似漢字)
 - 2. 濁点、半濁点を有する文字は一文字として入力します。「ダ」、「ビ」

3. 建設工事請負契約書第7条関係

受注者は、暴力団排除措置規則に規定する入札参加除外者や誓約書違反者等を、 受任者、下請負人又は資材業者等としてはならない。

4. 下請契約の締結等

受注者は、下請負人等との下請契約等の締結にあたっては、「大阪府建設工事元請・下請関係適正化指導要綱」第5の(1)に定める、建設工事標準下請契約約款(昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告)又は同契約約款に準拠した内容を持つ下請契約書に、大阪府建設工事請負契約書「第47条」に準じた暴力団等排除条項を加えることとする。

また、受注者は、監督職員より前項の請求があった場合速やかに対応しなければ ならない。

5. 大阪府暴力団排除条例第12条関係

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求 又は契約の適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、大阪府及び管轄警察署への報告(以下「報告」という。)を行わなければならない。
- (2) 報告は、不当介入等報告書により、速やかに大阪府及び管轄警察署の行政対象 暴力対策担当者に行うものとする。ただし、急を要し、当該不当介入等報告書 を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、 不当介入等報告書を各々提出するものとする。
- (3) 受注者は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- (4) 報告を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例(平成 22 年大阪府条例第 58 号) に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。

1-附-18 個人情報の取扱い

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

2. 責任体制の整備

受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その 体制を維持しなければならない。

3. 作業責任者等の届出

- (1) 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者(以下「個人情報取扱作業責任者」という。) を定め、書面により府に報告しなければならない。 なお、個人情報取扱作業責任者は、現場代理人と兼ねることができる。
- (2) 受注者は、個人情報取扱作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により府
- (2) 文任有は、個人情報取扱作来負任有を変更した物目は、歴 (かに音曲により形に報告しなければならない。
 (3) 個人情報取扱作業責任者は、整記仕様妻に完める事項を適切に実施するよう個
- (3) 個人情報取扱作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう個人情報を取り扱う作業に従事する者(以下「作業従事者」という。) を監督しなければならない。

4. 教育の実施

受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

5. 派遣労働者等の利用時の措置

- (1) 受注者は、個人情報の取り扱いを派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の 者に行わせる場合は、正社員以外の者にこの仕様書に基づく一切の義務を遵守 させなければならない。
- (2) 受注者は、正社員以外の者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

6. 個人情報の適正管理

受注者は、工事の履行に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止 その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、 講じるべき措置における留意すべき点は次のとおり。

- (1) 個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録
- (2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管
- (3) 個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札(氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの)の着用
- (4) 定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止
- (5) 個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置
- (6) 個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化
- (7) 個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況にかかる確認及び点検
- (8) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
- (10) その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置
- (11) 上記項目の作業従事者への周知

7. 収集の制限

受注者は、工事の履行に関して個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

8. 目的外利用・提供の禁止

受注者は、監督職員の指示がある場合を除き、工事の履行に関して知り得た個人情報をその目的以外のために利用し、又は監督職員の承諾なしに第三者に提供してはならない。

9. 複写、複製の禁止

受注者は、監督職員の承諾がある場合を除き、監督職員から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

10. 資料等の返還等

受注者は、監督職員から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、利用後直ちに監督職員に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、監督職員が別に**指示**したときは当該方法によるものとする。

11. 廃棄

受注者は、工事の履行に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

12. 調査

監督職員は、受注者が工事の履行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

13. 事故発生時における報告

受注者は、この仕様書に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに監督職員に**報告**し、監督職員の**指示**に従うものとする。

1-附-19 現場代理人の取扱い

1. 現場代理人の雇用関係

(1) 受注者は、現場代理人について当該社員として直接的な雇用関係を有する者 (ただし、当該役員を含む)を配置しなければならない。

在席出向者、派遣社員は直接的な雇用関係にあるとはみなさない。

(2) 発注者は、現場代理人が受注者と直接的な雇用関係を有しないことを発見した場合は、受注者に対し提出書類の虚偽記載として大阪府建設工事等入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を行う場合がある。

2. 常駐義務の緩和措置

- (1) 受注者は、次の各号に掲げる場合においては、現場代理人の常駐義務の緩和措置を受ける。
 - ① 契約締結後、工場製作のみの期間。
 - ② 契約締結後、現場事務所の設置、資材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
 - ③ 契約書第20条の規定を適用し、工事の全部を中止している期間。
 - ④ 現場が完了し必要書類は全て提出した後、完成検査までの期間。
- (2) 受注者は、次の各号に掲げる場合においては、発注者の承諾を得て現場代理人の常駐義務の緩和措置を受けることができる。
 - ① 現場着手後において、工場製作のみを行うこととなった期間。
 - ② 請負代金額が3,500万円未満の工事。

ただし、振動・騒音等の影響が周辺へ懸念される工事や、通行規制等交通管理 (歩行者を含む) および沿道の家屋等に対する常時対応が求められる工事等については、緩和措置の適用除外とする。

上記のほか、設計図書において措置の適用除外である旨規定された工事については、緩和措置を受けることができない。

※ 請負代金額が 3,500 万円未満の工事であることのみが緩和理由となっている期間は、1日1回以上当該工事現場に駐在し、業務にあたること。

(3) 受注者は、常駐義務の緩和措置を受けるにあたり次の各号に掲げる事項を現場

代理人に遵守させなければならない。

- ① 監督職員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制を確保するとともに、監督職員から要請があった場合は速やかに工事現場に向かう等の対応が取れること。
- (4) 発注者は、前項が遵守されていないと認められる場合や安全管理の不徹底による事故の発生など受注者の現場体制の不備が認められる場合は、緩和措置の承諾を取り消すことがある。

3. 他の工事との兼任

- (1) 受注者は、近接工事として間接費が調整された工事間においては、現場代理人を兼任させることができる。
- (2) 受注者は、いずれも常駐義務が緩和された工事または期間においては、3つまでの工事で、いずれの工事の監督職員の承諾を得て現場代理人を兼任させることができる。

ただし、工事施工箇所が水みらいセンターなど同一敷地内での工事は、複数 の工事であっても1つと扱うこととする。

- (3) 受注者は、現場代理人を兼任させるにあたり、現場代理人に監督職員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制を確保させるとともに、監督職員から要請があった場合は速やかに工事現場に向かう等の対応を取らさなければならない。
- (4) 発注者は、前項が遵守されていないと認められる場合や安全管理の不徹底による事故の発生など受注者の現場体制の不備が認められる場合は、兼任の承諾を取り消すことがある。

4. 現場代理人の雇用確認

現場代理人について当該社員として直接的な雇用関係を確認する書類は下表によることとする。

なお、受注者は、発注者が直接雇用に関する証明書類(原本)の提示を求めた場合は、提示に応じなければならない。証明書類の写しの提出は不要とするが、健康保険証等の写しを提出する際には、保険者番号および被保険者等記号・番号にマスキングを施さなければならない。

雇用関係を確認するための書類

内 容 確認書類	根 拠	所有者	作成者	備考
健康保険被保険者証	健康保険法	技術者本人	都道府県又は 健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被 保険者となる
健康保険·厚生年金保 険被保険者標準報酬決 定通知書	健康保険法	建設業者	都道府県又は 健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬 月額を都道府県又は健康保険組合に届 け出る義務があり、それに対し決定額が 通知される
住民税特別徴収税額の 通知書・変更通知書	地方税法		市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉 徴収義務があり、住民税の特別徴収義務 者として指定される

1-附-20 配置技術者の取扱い

1. 配置技術者の雇用関係

- (1) 受注者は、配置技術者について当該社員として入札公告で定める雇用関係を有するものを配置しなければならない。
- (2) 発注者は、配置技術者が受注者と入札公告で定める雇用関係を有していないことを発見した場合、また、その後に適切な配置技術者を配置できなかった場合は、 発注者による契約解除の対象となる場合がある。

なお、提出書類の虚偽記載又は契約解除を理由として大阪府建設工事入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を行う場合がある。

2. 配置技術者の雇用確認

配置技術者について当該社員として直接的かつ恒常的な雇用関係(以下、「直接雇用等」という。)を確認する書類は下表によることとする。

なお、受注者は、発注者が直接雇用等に関する証明書類(原本)の提示を求めた場合は、提示に応じなければならない。証明書類の写しの提出は不要とするが、 万一、健康保険証等の写しを提出する際には、保険者番号および被保険者等記号・ 番号にマスキングを施さなければならない。

雇用	関係	な	確認	す	ス	t=	X	\mathcal{O}	書類
r = r	7 I X I IXI	-71	THE DAY	. 9	' _)	/	ひノ	V/	一 大只

内 容 確認書類	根 拠	所有者	作成者	備考
健康保険被保険者証	健康保険法	技術者本人	都道府県又は 健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被 保険者となる
健康保険·厚生年金保 険被保険者標準報酬決 定通知書	健康保険法	建設業者	都道府県又は 健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬 月額を都道府県又は健康保険組合に届 け出る義務があり、それに対し決定額が 通知される
住民税特別徴収税額の 通知書・変更通知書	地方税法		市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉 徴収義務があり、住民税の特別徴収義務 者として指定される

3. その他

その他ここに定めのない事項は、監理技術者制度運用マニュアルに準じる。

1-附-21 調査・試験に対する協力

1. 施工管理特別調査(現場抜打ち点検)に対する協力

受注者は、「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する 法律」等に基づき大阪府の行う施工管理等の点検のための立入調査に協力しなけれ ばならない。

2. 労務費調査・施工合理化調査・施工形態動向調査・施工状況モニタリング調査・間接工事費等諸経費動向調査等

受注者は、労務費調査・施工合理化調査・施工形態動向調査・施工状況モニタリング調査・間接工事費等諸経費動向調査等の対象工事となった場合には協力し、必要な調査を実施するものとする。なお、調査要領等については、別途監督職員の指示によるものとする。

1-附-22 施工体制台帳

1. 施工体制台帳

受注者は、施工体制台帳には、建設業法施行規則第14条の2第2項に基づき、下請負に係る請負契約書等の写しを添付しなければならない。

2. 下請負者の指導等

第1項の受注者は、下請負者に対して「本工事は施工体制台帳作成対象工事であり、請負った工事の一部を他の建設業を営む者に請負わせたときは、再下請負通知書を提出しなければならない」旨を書面で通知するとともに、その旨と再下請負通知書の提出場所を工事現場の見やすい場所に掲示しなければならない。

また、「もし更に他の者に工事を請負わせたときは、その者の再下請負通知書の提出と、その者に対するこの通知書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければならない。

3. 施工体系図

第1項の受注者は、各下請者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、 工事現場で工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、土木請負工事必 携に定める様式により監督職員に提出しなければならない。

また、その掲示状況を写真で撮影し、監督職員に提出しなければならない。

4. 工事元請下請関係適正化指導要綱

受注者は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、建設業法のほか「大阪府建設工事元請・下請関係適正化指導要綱」を遵守しなければならない。

5. 警備会社

警備会社においては、建設業法の下請け契約には該当しませんが、交通安全管理 上極めて重要な業務であることから、受注者は警備会社と契約した場合、施工体制 台帳、施工体系図へ記載しなければならない。

6. オペレーター付建設機械

建設機械のオペレーター付きリース契約は、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結された契約であるため、建設業法上の下請負契約に該当することから、施工体制台帳等の必要書類を作成しなければならない。

1-附-23 交通安全管理

1. 交通誘導警備員

受注者は、当該工事に交通誘導警備員を配置する必要がある場合、警備員等の検 定等に関する規則(平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号)に基づく 交通誘導警備検定合格者(1級又は2級)を規制箇所毎に1名以上配置しなければ ならない。

ただし、同規則第2条の規定により、各公安委員会が必要と認める路線・区間以外で、所轄警察署等との打合せの結果、交通誘導警備検定合格者(1級又は2級)以外の配置を認められた場合は、この限りではない。

2. 交通誘導警備検定合格証

受注者は、交通誘導警備検定合格証の写しを監督職員に提出するものとする。

3. 通行許可の確認

受注者は、一般的制限値を超える車両(車両制限令第3条)の道路法第47条の

2 に基づく通行許可の確認において、以下の資料を監督職員に提出し確認を受けなければならない。

- ① 施工計画書に一般的制限値を超える車両を記載
- ② 出発地点、走行途中、現場到着地点における写真(荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真)

ただし、走行途中の写真撮影が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省 略できる

- ③ 通行許可証の写し
- ④ 夜間通行が条件の場合は、車両通行記録計(タコグラフ)の写し

4. 安全施設類

受注者は、標識類、防護柵等の安全施設類を現場条件に応じて設置する他、道路 管理者及び所轄警察署と打合わせを行い設置しなければならない。

なお、打合わせの結果又は条件変更等に伴い、道路工事保安施設設置基準(案) 以上の保安施設類が必要な場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象と する。

5. 視覚障がい者のための措置

視覚障がい者誘導用ブロック(以下、「誘導ブロック」という)が整備されている 歩道において工事を実施しその機能を阻害する場合、又は誘導ブロックが設置され ていない歩道の迂回路を設置する場合、受注者は仮設の誘導ブロック(汎用ゴム製 タイル可)などを設置し、視覚障がい者のための安全措置を取らなければならない。

1-附-24 工事完成図書の納品

1. 工事完成図

受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を図面として記録した工事完成図を紙の成果品及び電子成果品として作成しなければならない。

2. 電子成果品

受注者は、「大阪府都市整備部電子納品要領(案)〔設備工事編〕」に基づいて電子成果品を作成及び納品しなければならない。

3. 機器台帳

受注者は、設計図書に従って完成した工事目的物の機器設備台帳を作成及び納品、登録しなければならない。

1-附-25 設計図書の変更

1. 設計変更ガイドライン

発注者および受注者は、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(大阪府都市整備部)」を遵守するものとし、契約書第 26 条 (臨機の措置)に該当する場合を除き下記の場合は契約変更の対象としない。

- ① 契約書および共通仕様書に定められている所定の手続を経ていない場合
- ② 書面による指示や協議がない場合(口頭のみの場合)
- ③ 設計図書に明示のない事項について、発注者との協議を行わず、受注者が 独自の判断で施工した場合
- ④ 発注者と受注者との協議が整っていない時点で施工した場合

⑤ 承諾事項として施工した場合

2. 公共工事設計労務単価の改定に伴う特例措置

工事の当初契約締結日と、当該工事の入札公告(随意契約による場合は見積依頼)時の見積参考資料に記載された単価適用年月日との間に、大阪府が予定価格の積算に用いる「公共工事設計労務単価」(以下、「労務単価」という。)が改訂された場合は、受注者が改訂後の労務単価等に基づく契約に変更するため請負代金額の変更協議を請求することができる特例措置の対象工事となる場合がある。

受注者は、請負代金額の変更協議を請求する場合は、期限までに所定の方法により請求を行う必要があるため、当初契約締結後、速やかに手続き等に関して監督職員に確認を行うものとする。

3.1日未満で完了する作業の積算

- (1)「1日未満で完了する作業の積算」(以下、「1日未満積算基準」という。)は、変 更積算のみに適用する。
- (2)受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準について協議の発議を行うことができる。
- (3)同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4)受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料(日報、実際の費用がわかる資料等)を監督職員に提出すること。実際の使用がわかる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5)単価契約工事、緊急工事等で人工積算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準は適用しない。

1-附-26 担当技術者

1. 担当技術者の配置

受注者は、総合評価落札方式(技術審査型)の工事において、若手技術者・女性技術者の配置の評価項目にて担当技術者として加算評価を受け、担当技術者を配置する場合は、受注時に、配置技術者調書に記載した若手技術者・女性技術者を現場施工期間の担当技術者として CORINS 登録し、現場施工期間の当初より配置しなければならない。

2. 担当技術者の業務

担当技術者は、原則現場常駐とし、監理技術者等のもと、現場施工期間における管理業務全般(工程管理、安全管理、工事目的物の品質管理、その他の技術上の管理、他工事との調整、下請負人間の施工調整及び下請負人への技術指導、監督)の補助を行うものとし、工事施工における技術的な経験を取得できるよう努める。

管理業務補助の例

・施工計画書(現場施工編)に係る協議・調整 監理技術者等が施工計画書(現場施工編)の作成にあたり、発注者と協議をする場合や、現場施工に先立ち施工計画検討会が開催される場合に、同席し議事 録や資料の作成補助を行う。

下請業者の技術的調整

監理技術者等が下請業者に対し施工計画や安全管理等の工事施工における技術的な指導・協議を行う場合に、同席し下請業者との協議・調整の補助を行う。

・段階確認への立会

段階確認前に実施する社内検査において、監理技術者等の検査を補助し、発注 者の段階確認に立ち会う。

3. 担当技術者の変更

総合評価項目において申請した担当技術者の変更は原則認めない。ただし、「死亡」「傷病」「出産」「育児」「介護」または「退職」等、真にやむを得ない理由により変更する必要が生じた場合は、変更前の担当技術者と同等の評価がなされる者を選任するものとし、監督職員と協議した上で変更届を提出しなければならない。

4. 担当技術者の兼任

担当技術者は、現場施工期間を通じて現場常駐しなければならないため、他工事の技術者と兼任することは認めない。

5. 担当技術者の雇用関係

担当技術者は、受注者と直接的な雇用関係にある者を配置しなければならない。

別表附-1 段階確認- 覧表 別表附-1-1 (一般事項)

種 別	細 別
指定仮設工	
機械・電気機器基礎	差し筋
	はつり (目荒し)
	基礎鉄筋との溶接
	型 筋
	型枠
	コンクリート打設
給排水空気等配管	掘削
	サポート取付
	配管
	フラッシング・耐圧
	埋設シート
	埋戻
電気配管配線	掘削
	配管
	埋設シート
	埋戻
	配線・端末処理
	絶縁測定
	耐圧試験(高圧以上)
機器据付	墨出し
	芯出し
	レベル(水平、平行含む)調整
電気盤据付	レベル調整
	母線接続
	絶縁測定
	耐圧試験(高圧以上)
試運転	単体試験
	シーケンスチェック
	組合試験
	総合試運転
接地極布設	掘削
	接地板設置
	接地抵抗測定

別表附-1-2 段階確認一覧表(機器、設備別)

別表的 - 1 - 2 段階確認一 種 別	夏衣 (機器、設備別) 確 認 事 項
水中汚泥ポンプ (吸込みスク	基準線の設定(墨出し)
リュー含)	基礎製作
床排水ポンプ	一次芯出し(基礎鉄筋との溶接)
水中用水ポンプ	二次芯出し
水中汚水ポンプ(吸込みスク	出来形
リュー含)	試運転
制水弁	基準線の設定(墨出し)
(仕切弁)	基礎製作
(蝶形弁)	芯出し (据付、アンカーボルト施工)
	出来形
	試運転
ローラーゲート	基準線の設定 (墨出し)
スライドゲート	差し筋・はつり (目荒し)
可動堰	一次芯出し(基礎鉄筋との溶接)
	二次芯出し
	出来形
	試運転
空気圧縮機	基準線の設定(墨出し)
除湿器	基礎製作
	機器据付(基礎鉄筋との溶接)
	出来形
	試運転
空気槽	基準線の設定(墨出し)
	基礎製作
	一次芯出し(基礎鉄筋との溶接)
	二次芯出し
	出来形
	試運転
フライトコンベア	基準線の設定(墨出し)
ベルトコンベア	差し筋、はつり (目荒し)
	芯出し (基礎鉄筋との溶接)
	出来形
	試運転
ホッパー	基準線の設定(墨出し)
	はつり
	一次芯出し(基礎鉄筋との溶接)
	二次芯出し
	出来形
	試運転

種別	確認事項
天井クレーン	基準線の設定(墨出し)
	走行レールの設置
	芯出し
	出来形
	試運転
	落成検査
スクリーン	基準線の設定(墨出し)
	据付 (基礎鉄筋との溶接)
	出来形
ロープ式懸垂形自動除塵	基準線の設定(墨出し)
機	スクリーン据付 (基礎鉄筋との溶接)
	レール支柱走行レール (基礎鉄筋との溶接)
	ガイドレール据付(基礎鉄筋との溶接)
	出来形
	試運転
ロープ式台車形自動除塵	基準線の設定(墨出し)
機	スクリーン据付 (基礎鉄筋との溶接)
	走行レール据付(水平・角度の芯出し、基礎鉄筋との溶接)
	出来形
	試運転
自動除塵機	基準線の設定(墨出し)
	スクリーン・ガイドレール据付(基礎鉄筋との溶接)
	フレーム据付 (基礎鉄筋との溶接)
	出来形
	試運転
間欠式自動除塵機	基準線の設定(墨出し)
	架台据付(基礎鉄筋との溶接)
	フレーム据付(基礎鉄筋との溶接)
	スクリーン据付(基礎鉄筋との溶接)
	出来形
	試運転
沈砂掻揚機	基準線の設定(墨出し)
走行式沈砂掻揚機	池底レール敷設
	水中部軸取付(基礎鉄筋との溶接)
	フレーム据付 (基礎鉄筋との溶接)
	出来形
	試運転

種別	確認事項
揚砂機	基準線の設定(墨出し)
	本体据付
	出来形
	試運転
集砂装置	基準線の設定(墨出し)
	池底コンクリート調整(はつり目荒し、型枠)
	出来形
	試運転
噴射式揚砂機用沈砂分離	基準線の設定(墨出し)
機	本体据付 (基礎鉄筋との溶接)
	出来形
	試運転
洗浄装置付トラフコンベ	基準線の設定(墨出し)
+	本体据付(基礎鉄筋との溶接)
	出来形
	試運転
沈砂・しさ洗浄機	基準線の設定(墨出し)
しさ脱水機	本体据付 (基礎鉄筋との溶接)
	出来形
	試運転
スキップホイスト	基準線の設定 (墨出し)
	ガイドレール据付 (はつり、アンカー施工)
	出来形
	試運転
立軸斜流ポンプ	基準線の設定(墨出し)
	基礎製作
	一次芯出し(基礎鉄筋との溶接)
	二次芯出し
	出来形
	試運転
立軸渦巻斜流ポンプ	基準線の設定(墨出し)
	ポンプベース (ソールプレート) の一次芯出し (基礎鉄筋
	との溶接)
	二次芯出し
	出来形
	試運転

種別	確認事項
減速機	架台及び減速機 (電動機)・機関の一次芯出し (基礎鉄筋
電動機	との溶接)
ディーゼル機関	二次芯出し
タービン機関	出来形
	試運転
地下燃料タンク	基準線の設定(墨出し)
	タンク搬入(消防検査)
	アンカーボルト締付
	上蓋打設(打設前・・・消防検査、配筋等)
	マンホール蓋設置(消防検査)
	出来形
	試運転
直結式多段ターボブロワ	基準線の設定(墨出し)
歯車増速式単段ターボブ	二次芯出し
ロワ	出来形
ロータリー (ルーツ式) ブ	試運転
ロワ	
誘引ファン	
冷却塔	基準線の設定(墨出し)
	基礎製作
	芯出し
	出来形
	試運転
空気ろ過設備	基準線の設定(墨出し)
	基礎製作
	芯出し
	出来形
	試運転
汚泥掻寄機	基準線の設定(墨出し)
	池底レール据付 (スパン及びレールの高低の調整)
	池底コンクリートと池底レール上面の隙間調整
	軸据付(基礎鉄筋との溶接)
	ガイドレール据付
	駆動部据付(基礎鉄筋との溶接)
	出来形
	試運転

種別	確認事項
手動・電動スカムスキマ	基準線の設定(墨出し)
	貫通スリーブ・本体・駆動装置据付(はつり、基礎鉄筋と
	の溶接)
	出来形
	試運転
無動力式スカムスキマ	基準線の設定(墨出し)
	トラフ又はスキミングパイプ・レバー軸据付(はつり、基
	礎鉄筋との溶接)
	駆動部分据付 (アームの通り芯調整)
	ストライカ又はローラ取付
	出来形
	試運転
散気筒	基準線の設定(墨出し)
	ライザー管・ヘッダー管据付
	出来形
	試運転
散気板	基準線の設定(墨出し)
	ホルダー据付
	出来形
	試運転
メンブレンパネル散気装	基準線の設定(墨出し)
置	散気パネルの取付
	出来形
	試運転
水中攪拌機	基準線の設定(墨出し)
	ガイドパイプ据付
	基礎製作
	出来形
	試運転
砂ろ過器	基準線の設定(墨出し)
	基礎製作
	機器据付
	出来形
	試運転

種別	確認事項
中央駆動懸垂形汚泥掻寄	基準線の設定(墨出し)
機	センターポスト取付 (支柱形のみ:基礎鉄筋との溶接)
中央駆動支柱形汚泥掻寄	ブリッジ据付 (基礎鉄筋との溶接)
機	アンカーボルト締付
	本体据付
	ブレードと池底面の隙間調節
	出来形
	試運転
遠心濃縮機	基準線の設定(墨出し)
ベルト型ろ過濃縮機	基礎製作
遠心脱水機	一次芯出し(基礎鉄筋との溶接)
ベルトプレス脱水機	アンカーボルト締付
スクリュープレス脱水機	出来形
	試運転
汚泥供給ポンプ	基準線の設定(墨出し)
薬品ポンプ	基礎製作
	一次芯出し(基礎鉄筋との溶接)
	二次芯立し
	出来形
	試運転
薬品タンク	基準線の設定(墨出し)
	基礎製作
	出来形
	試運転
薬液洗浄塔	基準線の設定(墨出し)
吸着脱臭塔	基礎製作
	一次芯出し(基礎鉄筋との溶接)
	アンカーボルト締付
	出来形
	試運転
定量フィーダ	基準線の設定(墨出し)
	基礎製作
	本体組立
	二次芯出し・切出機及び駆動部組立
	出来形
	試運転

種別	確認事項
汚泥焼却炉	基準線の設定(墨出し)
	基礎製作
	底板据付及びシェル組立
	出来形
	試運転
空気余熱装置	基準線の設定 (墨出し)
白煙防止装置	基礎製作
集塵装置	本体据付
排煙処理装置	出来形
	試運転
特高受変電設備	引込電路築造経路
	外構工事布設方法、経路、状況
	機器基礎築造
	床・配線ピット築造
	機器据付状況、母線接続
	各種試験 (接地抵抗、絶縁抵抗等)
高圧受変電設備	引込電路築造経路
	外構工事布設方法、経路、状況
	機器基礎築造
	床・配線ピット築造
	機器据付状況、母線接続
	各種試験 (接地抵抗、絶縁抵抗等)
運転操作設備	外構工事布設方法、経路、状況
	機器基礎築造
	機器据付状況、母線接続
	各種試験 (接地抵抗、絶縁抵抗等)
計装設備	基礎築造
	機器据付状況、計装配管接続
監視制御設備	レベルの確認
	フロア取付・調整
	機器取付状況
	各種試験 (一般外観、総合動作試験等)
自家発電設備	機器基礎築造
	本体・補機据付状況
	各種試験 (接地抵抗、絶縁抵抗等)
通信設備	布設方法、経路、状況
	機器基礎築造
	機器据付状況
	各種試験 (接地抵抗、絶縁抵抗等)

種	別	確認事項
照明設備		布設方法、経路、状況
		位置の確認
		各種試験 (接地抵抗、絶縁抵抗、照度測定等)